破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第９９号
北海道登別市幌別町８丁目13番地　幌別東団地１―409
債務者　上村　　明
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
盛岡市永井19地割37番地８　コーポシャトル101号
債務者　中村　　歩（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第７７号
山形県米沢市窪田町藤泉90番地の10
債務者　新宮　由大
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２５９号
茨城県ひたちなか市平磯町173番地１
債務者　内藤恵理子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２９８号
茨城県小美玉市江戸89番地116
債務者　細田　淳子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第９６９号
埼玉県上尾市大字平塚3126番地１
債務者　加藤真紀子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４８号
埼玉県三郷市彦野１丁目36番地１　サンライズシティーイチロー201
債務者　渡部　正昭
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３５１号
埼玉県八潮市大字南後谷719番地３　メロディーハイム草加501号室
債務者　小田　浩美
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３６３号
埼玉県吉川市吉川団地２番10号206
債務者　加藤　光雄
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３６４号
埼玉県吉川市吉川団地２番10号206
債務者　加藤トミ子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４３８号
埼玉県坂戸市溝端町１番地　５―810
債務者　神野　浩一
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４４１号
埼玉県所沢市若狭４丁目2451番地の９アーバンヒルズ201
債務者　岸　　卓
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４５３号
埼玉県所沢市東所沢１丁目17番地の９　アネックス東所沢205、前住所埼玉県所沢市東所沢５丁目19番地の８
債務者　舟木　秀雄
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４５５号
埼玉県川越市清水町14番地10　スバル清水403号室
債務者　長嶋久美子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２５４号
埼玉県行田市忍２丁目14番１号
債務者　本山　晴美
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第９７号
千葉県旭市ニの3634番地10
債務者　押田　和枝
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第３２０号
神奈川県伊勢原市上粕屋448番地　県６―304号
債務者　小暮　詔輔
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部